

# 緑の基本計画

第2次 東広島市

【概要版】



 東広島市

令和5年3月

# はじめに

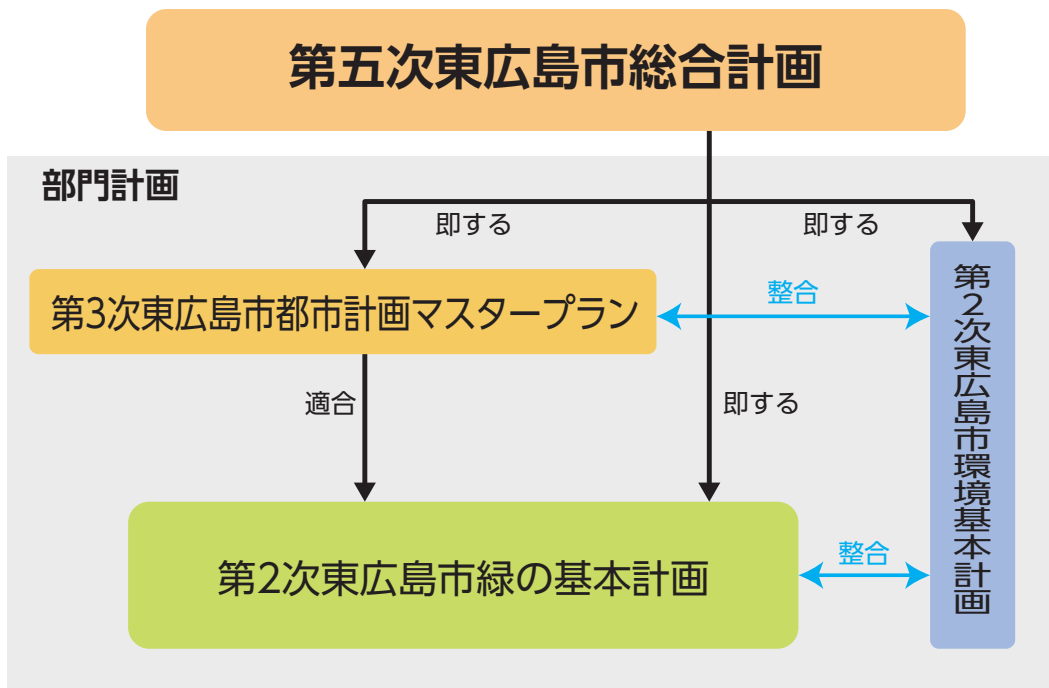
## 緑の基本計画の策定にあたって

### (1) 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。都市における緑(ここでの「緑」は、樹木、草花などの植物のほか、それらを含む公園、広場、農地、樹林地、

河川・湖沼などの土地(緑地)、空間を含む幅広い概念です。)の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するため、緑の基本計画を策定します。

#### 計画の位置づけ



## (2) 緑の機能〈4系統〉

緑には多様な機能が備わっており、適正な保全・整備・管理を行うことで、これらを緑の恩恵として市民にも

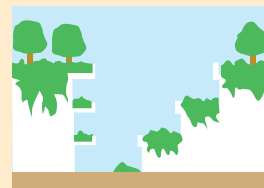
たらされることが期待できます。

### ① 都市環境維持・改善機能

緑陰の提供、大気汚染の浄化(気温の緩和(CO<sub>2</sub>吸収))、生物の生育地・生息地



緑陰の提供、大気汚染の浄化



気温の緩和



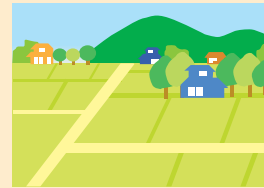
生物の生息環境

### ② 景観形成機能

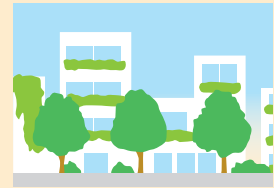
自然景観の構成、田園風景の構成、都市景観に風格を与える



自然景観の構成



田園風景の構成



都市景観に風格を与える

### ③ 健康・レクリエーション機能

様々な余暇活動の場、休養・休息の場、運動・遊びの場



様々な余暇活動の場



休養・休息の場



運動・遊びの場

### ④ 防災機能

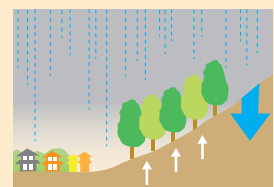
延焼の遅延や防止、災害時の避難場所、自然災害の抑制(洪水調節など)



延焼の遅延や防止



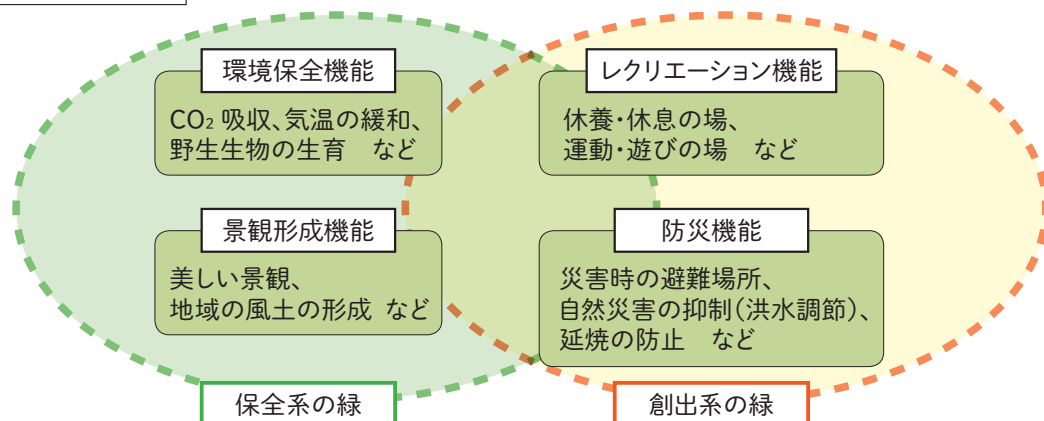
災害時の避難場所



流出量の調整、洪水の防止

出典: 緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版

### 4つの機能との関連図





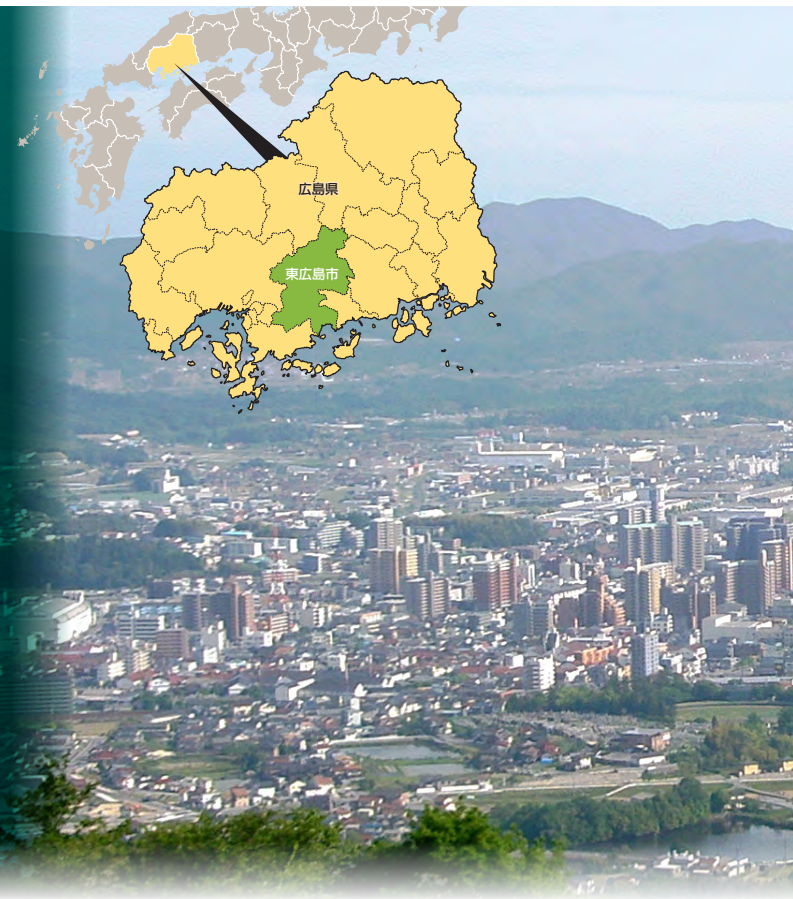
# 現況

本市は、広島県の中央に位置し、面積は約635km<sup>2</sup>と広島県の約7.5%を占めています。

また、拠点空港である広島空港に隣接し、山陽新幹線、山陽自動車道、東広島呉自動車道等が整備されるなど、交通の要衝といえます。

自然的条件としては、周囲を標高500～900mの山々に囲まれ、盆地状の地形が大部分を占めています。北部は概ね中山間地域に属し、中央部から南部の黒瀬地域にかけてある程度のまとまりを持った平坦地が広がっています。西条地域から安芸津地域にかけては、尾根を挟んで標高が次第に低くなり、瀬戸内海に面して小規模な平坦地が広がっているほか、大芝島などの島しょ部を有しています。

流域の構成は、独立した水系である安芸津地域を除き、6系統の水系（一級河川太田川、江の川、二級河川瀬野川、黒瀬川、賀茂川、沼田川）から成り立っていますが、概ね黒瀬川及び沼田川水系の流域に属しています。



## (1)まもる緑の現況〈保全系〉

### ①山林の緑

山林の緑は、市街地を取り巻く背景林として本市の骨格となる景観を構成しており、水源涵養、土砂流出防備、CO<sub>2</sub>吸収などの機能を有しています。

本市の山林の大部分は、保安林や地域森林計画対象民有林に指定されています。

また、小芝島は瀬戸内海国立公園、河内町の竹林寺周辺は県立自然公園、西条町の三永水源地等は緑地環境保全地域に指定され、特に重要な緑地として位置付けられています。

植物には、半永久的に利用可能な太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという重要な働きがあり、特に樹木は木材という形で大量の炭素を蓄えることから、森林はCO<sub>2</sub>の吸収源として大きな役割を果たしています。

樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素量は樹種や樹齢によってそれぞれ異なりますが、おおまかな吸収量の目安としては年間に1～2炭素トン/ha程度と考えられます。本市には39,627ha（第2次東広島市環境基本計画より）の森林があり、年間約40,000～80,000炭素トンの二酸化炭素が森林によって吸収されていると考えられます。本市の1年間の二酸化炭素の排出量は、約2,260,000t-CO<sub>2</sub>であり、森林による吸収量はCO<sub>2</sub>に換算すると約150,000～300,000t-CO<sub>2</sub>となるため、全体の約7～13%程度が森林によって吸収されています。

### ②農地の緑

農地は身近な自然を感じさせる緑地であり、田園景観を形成するなど、多様な機能を有しています。

本市は、県内で有数の耕地面積を有しており、農地の約7割は農業振興地域（農用地区域）に指定されています。しかし、近年では、開発などにより市街地周辺の農地が減少しつつあります。

### ③水辺の緑

河川、ため池・ダム湖、渓谷などは、水と緑による良好な自然環境や景観を形成しており、貴重な動物・植物の生息地・生育地としての環境保全機能、自然とふれあう場としてのレクリエーション機能などを有しています。

本市の中央部には黒瀬川、東部には沼田川が流れ、上流部の深山峡などは特徴的な渓谷を有しています。また、瀬戸内海の島しょ部は良好な自然景観を有し、三永水源地、黒瀬ダム湖、白竜湖などの周辺には休養・散策施設が整備されており、水辺の憩いの場となっています。

### ④その他の緑（社寺林等）

社寺林や文化財などの周辺の緑は、歴史的・文化的な意義がある緑地であり、これら以外にも市街地内に点在する小規模な緑地や民有地の大木なども、市街地に残る貴重な緑として、市民に安らぎを与えるなど多様な恩恵をもたらしています。





市街地を取り巻く山林(西条)

## (2) つくる緑の現況〈創出系〉

都市公園のうち、住区基幹公園は、徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした小規模な公園で、本市には街区公園と近隣公園が整備されています。また、都市基幹公園は、市内全域の市民の利用を目的とした大規模な公園で、本市には総合公園と運動公園が整備されています。

都市公園の他に、児童遊園、地域公園、自然公園、市民グラウンド、コミュニティスポーツ広場、多目的広場、農村公園、小中学校グラウンドなどがあり、本計画では都市公園と同等の機能を有する類似施設として取り扱います。



田園(志和)



深山峡(河内)



本宮八幡宮(豊栄)



西条中央公園(西条)  
〔住区基幹公園-近隣公園〕



河内発祥公園(河内)  
〔類似施設-農村公園〕



湖畔の里 福富(福富)  
〔類似施設-総合公園〕



龍王山総合公園(黒瀬)  
〔都市基幹公園-総合公園〕

## 基本理念

東広島市の緑の基本計画では、『今ある東広島市の美しい緑、生物の多様性を支える自然環境を保全し、後世に伝えるとともに、バランスの取れた公園整備、公共用地や民有地の緑化推進等による、緑豊かな都市空間の創出』また、その実現に向けて、『市民・行政がともに取組み、みんなで緑を守り育てていくことで、人と人がいきいきと暮らせるまちづくり』を基本理念とします。こうした考え方にに基づき、緑の将来像を「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち 東広島」とし、次の5つの基本方針に沿って施策を推進します。

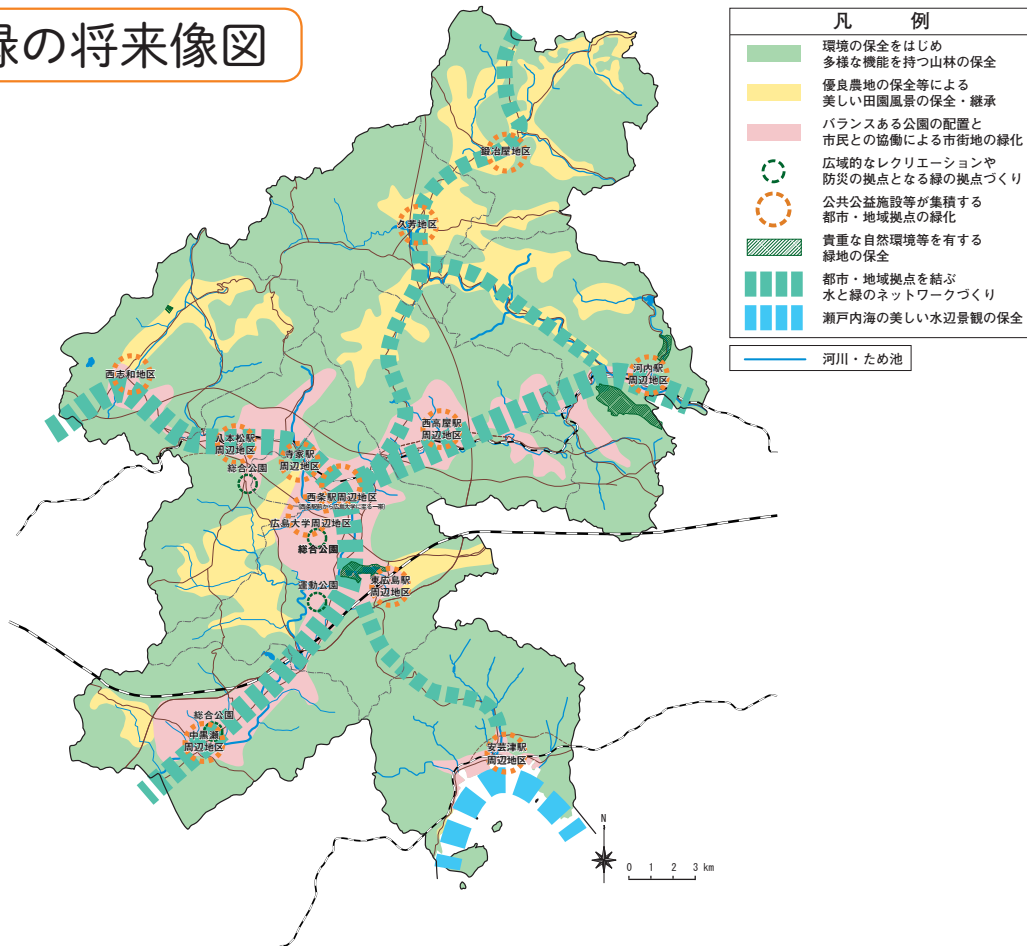
## 緑の将来像

「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち 東広島」

## 基本方針

- ①緑の仕事づくり：山林・農地の保全活用による農林業の活性化
- ②緑の暮らしづくり：公共施設・民有地の緑化による緑につつまれた市街地の形成
- ③緑の人づくり：市民参画による緑の環境づくり
- ④緑の活力づくり：歴史・文化・環境に配慮した都市の構築
- ⑤緑の安心づくり：災害対策に合わせた緑の保全・創出と公園・緑地の安全性向上

## 緑の将来像図





## 緑地の保全及び緑化の目標

|  | ■現況(令和2(2020)年度末) | ■目標(令和12(2030)年度) |
|--|-------------------|-------------------|
| 一人当たりの都市公園面積<br>・目標年次令和12年(2030)の目標人口は202,000人                                 | 約6.4㎡/人           | 約6.5㎡/人           |
| 一人当たりの都市公園等面積<br>※都市公園等とは、都市公園に都市公園と同等の機能を有する類似施設であるコミュニティスポーツ広場、小中学校グラウンドを含む。 | 約17.9㎡/人          | 約18.0㎡/人          |
| 行政区域に対する永続性のある緑地の割合<br>(地域制緑地面積)   | 29.0%             | 29.0%(現状維持)       |
| 市民満足度調査(緑あふれる環境整備)   | 満足している割合 37.7%    | 満足している割合 50.0%    |
| 公園里親制度活用団体数  | 87団体              | 150団体             |
| 借地公園数  | 4箇所               | 10箇所              |

## 施 策

### 施策-1 山林の保全と活用

- ①適切な管理による山林の保全と活用 ②森林吸収源対策の推進

### 施策-2 農地の保全と活用

- ①農地の保全 ②農地の多様な利用促進

### 施策-3 歴史ある緑の保全と活用

- ①良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全 ②歴史的・文化的に意義のある緑の保全と活用

### 施策-4 河川、海岸とため池の保全と活用

- ①河川の緑の保全と活用 ②瀬戸内海の保全と活用 ③ため池の緑の保全と活用

### 施策-5 住区基幹公園等の整備

- ①配置バランス等を考慮した身近な公園整備の推進 ②緑化重点地区の設定による計画的な公園・緑地の配置  
③借地公園制度等を活用した公園の整備 ④学校グラウンド等の活用

### 施策-6 都市基幹公園等の整備

- ①総合公園の長寿命化及び計画的な更新 ②運動公園の機能拡充

### 施策-7 安全で安心な公園等の整備

- ①ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備 ②公園の適切な維持・管理

### 施策-8 災害に強い緑の整備

- ①災害の防止を図るための緑地の保全・整備  
②防災機能を有する公園・緑地等の整備、及び避難機能に配慮した空間の形成

### 施策-9 公共公益施設の緑化

- ①道路の緑化 ②学校の緑化 ③公営住宅の緑化 ④市庁舎等公共公益施設の緑化

### 施策-10 民有地、企業地等の緑化推進

- ①地区計画による緑化推進 ②緑地協定による緑化推進 ③開発行為等における緑化推進 ④民有地の緑化推進

### 施策-11 新たな手法を用いての緑の拠点づくり

- ①緑地保全・緑化推進制度(みどり法人制度)  
②市民緑地認定制度(都市緑地法第60条の市民緑地設置管理計画の認定制度)  
③公募設置管理制度(Park-PFI制度)

### 施策-12 緑を支える人づくり、仕組みづくり

- ①市民参画・市民協働の促進 ②森林に関わる機会の創出 ③緑化活動支援の充実 ④情報提供の充実

# 計画推進のための施策

## 施策-1 山林の保全と活用

市域の約6割を占める山林の緑は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などさまざまな機能を有し、本市の緑豊かなまちづくりの基盤、骨格となることから、これらの緑の保全を図るとともに整備・活用を進めます。

- ①適切な管理による山林の保全と活用
- ②森林吸収源対策の推進



## 施策-2 農地の保全と活用

農地には、食糧の安定供給以外にも、国土保全や水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、やすらぎ空間の創出など、農業生産を通じて生まれる多面的機能があります。しかし、宅地等への転用や耕作放棄地の増加等によって、年々適正に管理される農地は減少しているため、優良農地の保全を図り、耕作放棄地の解消と発生を抑制し、農地の適正な利用を推進するとともに、市民農園や農業体験など地域資源を活用した自然に接する場などを提供する取組みを推進します。

- ①農地の保全
- ②農地の多様な利用促進



## 施策-3 歴史ある緑の保全と活用

自然公園の緑や社寺林、地域のシンボルとなっている樹木等は、本市に残る歴史的な緑、貴重な緑として保全と活用を図ります。

- ①良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全
- ②歴史的・文化的に意義のある緑の保全と活用



## 施策-4 河川、海岸とため池の保全と活用

河川や海岸における連続的に続く水と緑は、生態系等の保全にとって非常に重要なものであり、散策路としてのレクリエーション空間等、多様な機能を持っています。このため、できる限り河川本来の自然に近い連続性を確保するとともに、その活用に努め、水と緑のネットワークの形成を図ります。

- ①河川の緑の保全と活用
- ②瀬戸内海の保全と活用
- ③ため池の緑の保全と活用





## 施策-5 住区基幹公園等の整備

住区基幹公園とは、主として近隣住区内の市民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、市民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる小規模な公園で、その規模・機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

住区基幹公園は、公園が不足している地域の解消に努めるとともに、緑化重点地区の設定や借地公園制度など、多様な手法を活用した公園の整備を推進します。また、整備にあたっては、市民のアイデアや意向を取り入れながら、みんなが利用しやすい公園づくりを進めます。

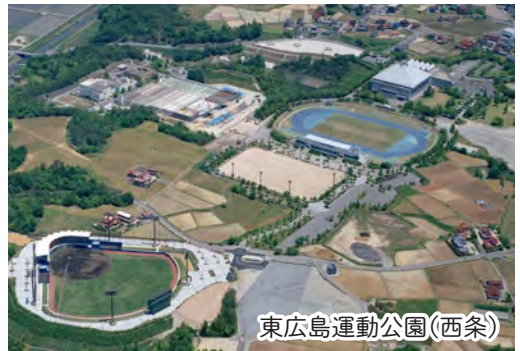
- ①配置バランス等を考慮した身近な公園整備の推進
- ②緑化重点地区の設定による計画的な公園・緑地の配置
- ③借地公園制度等を活用した公園の整備
- ④学校グラウンド等の活用



## 施策-6 都市基幹公園等の整備

都市基幹公園とは、主に市域内に居住する全市民の安全で健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる大規模な公園で、その主な機能から総合公園及び運動公園に区分されます。これらの公園は、地域の特性を活かしつつ市民の多様なニーズに対応できるよう機能の強化・充実を図ります。

- ①総合公園の長寿命化及び計画的な更新
- ②運動公園の機能拡充



## 施策-7 安全で安心な公園等の整備

公園は、だれもが気軽に安心して利用でき、災害時には避難地となる施設であることから、ユニバーサルデザインに配慮した公園づくりや避難地としての機能の充実などに努めます。

また、老朽化した公園の再整備や長寿命化の推進により、既存ストックを活かした魅力的な公園づくりに努めます。

- ①ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備
- ②公園の適切な維持・管理



## 施策-8 災害に強い緑の整備

近年、時間雨量が50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が、局地化・集中化・激甚化しています。また、地震や津波に関しては、近い将来高い確率で南海トラフ巨大地震が発生するといわれており、ハード・ソフトの両面からの対策を進めていく必要があります。本市においても、平成30年7月豪雨の際には多数の土砂崩れ、河川氾濫が発生しました。そのため、山林等の崩壊や河川の氾濫などによる自然災害の防止、災害時における避難路・避難地及び防災拠点の確保、火災の延焼防止など災害地域との緩衝地としての役割を果たす緑などの確保が必要とされています。

- ①災害の防止を図るための緑地の保全・整備
- ②防災機能を有する公園・緑地等の整備、及び避難機能に配慮した空間の形成

## 施策-9 公共公益施設の緑化

公共公益施設は、地域緑化の先導的役割を担うモデルとして、植栽や素材を工夫した美しい緑化など質の高い緑化、市民に開放された緑地空間づくりに努めます。

- ①道路の緑化 ②学校の緑化 ③公営住宅の緑化
- ④市庁舎等公共公益施設の緑化



東広島市役所(西築)

## 施策-10 民有地、企業地等の緑化推進

緑豊かな市街地を実現していくためには、市街地の大半を占める民有地や事業所等の緑化推進が大きな役割を担っていることから、市民・企業自らがづくり、育てていく環境づくりを進めます。

- ①地区計画による緑化推進 ②緑地協定による緑化推進
- ③開発行為等における緑化推進 ④民有地の緑化推進



東広島中核工業団地(高屋)

## 施策-11 新たな手法を用いての緑の拠点づくり

潤いのある都市空間の形成や、市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに、公園などの施設緑地を整備し、自然・文化と触れ合え、交流を生み出す緑の拠点づくりを進めていきます。

そのため、緑の保全及び緑化の推進の新たな手法についても、施策のツールとして検討を進め、地域資源を活用した個性あふれる緑の拠点、四季それぞれに楽しめる緑の拠点、水辺環境を活かした拠点、市民のふれあい拠点など、様々な緑の拠点づくりとして、個性的な緑の空間の形成を図ります。

- ①緑地保全・緑化推進制度(みどり法人制度)
- ②市民緑地認定制度(都市緑地法第60条の市民緑地設置管理計画の認定制度)
- ③公募設置管理制度(Park-PFI制度)



泉北ニュータウン・大蓮公園「SUE PROJECT」(大阪府堺市)  
[出典・URL]<http://www.realpublicestate.jp/post/park-pfi-sue-project/>

## 施策-12 緑を支える人づくり、仕組みづくり

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、市民・企業・行政のパートナーシップが重要であるため、緑を支える人や組織づくりを推進するとともに、活動の支援について検討します。また、市民が緑への関心を高め、理解を深めるための施策を展開します。

- ①市民参画・市民協働の促進 ②森林に関わる機会の創出
- ③緑化活動支援の充実 ④情報提供の充実





# 緑化重点地区

## 1. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法で「緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけられており、公園緑地の

整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的、効果的に図り、今後の緑豊かなまちづくりのモデルとなる地区です。

## 2. 地区別整備方針

### (1) 寺家地区(約56.4ha)

土地地区画整理事業で整備した街区公園や緑地、街路樹の保全、活用により、緑豊かな都市基盤の形

成を図るとともに、民有地においては、地区計画等による緑化を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

### (2) 西条第二地区(約157.9ha)

まちづくり協議会を中心に、西条第二地区地区計画が平成29年10月に決定しており、地区計画による身近な公園の整備、公共公益施設及び民有地緑化の

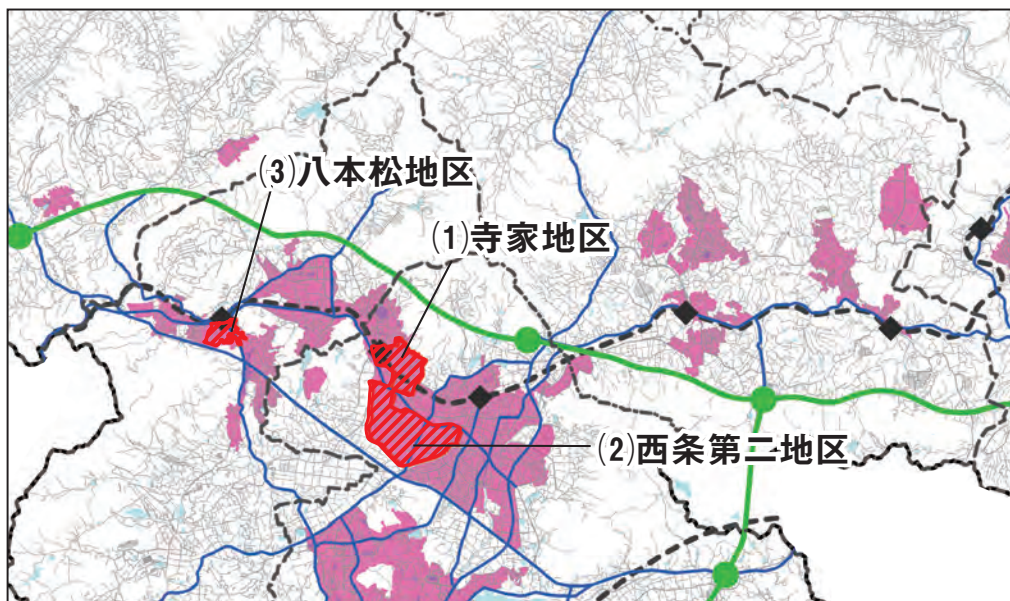
ルール作りや、都市計画道路の整備に伴う道路の緑化により、周辺環境と調和し、魅力ある、落ち着いたまちなみの形成を図ります。

### (3) 八本松地区(約27.8ha)

土地地区画整理事業にあわせて、街区公園や、街路樹の整備により緑豊かな都市基盤を形成し、民有地

においては、地区計画等による緑化を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

緑化重点地区位置図





## 計画の実現に向けて

緑のまちづくりを進めていくためには、市街地をはじめとして都市公園等の面積を確保していくとともに、地球温暖化の防止等にも資する優良な農地や森林等の緑地の保全に努める必要があります。

また、緑の質を上げていくためには、市民と行政が協働し、適切な役割分担のもとで緑を守り育てていくことが必要です。

そのため、都市公園等の整備目標、緑地の確保目標、市民の緑や環境に対する意向に関する目標、及び市民との協働による緑の保全・創出に関する目標を設定し、市民と行政が協働して、課題解決や目標の実現に向けた取組みを進めます。

---

### 第2次東広島市緑の基本計画

【概要版】 令和5年3月

東広島市 都市部 都市計画課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL.082-420-0954 FAX.082-421-3233

---